感染拡大防止のための自主点検表（例）

作成：八尾市地域福祉部福祉指導監査課（令和2年9月30日作成）

（入所施設・居住系サービス）

１　職員の取組

|  |  |
| --- | --- |
| 健康管理 | * 各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には、出勤を行わないようにしている。
 |
| マスクの着用 | * 症状がない場合であっても、利用者と接する際にはマスクを着用する。
 |
| 手洗い | * 「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を徹底している。
 |
| 消毒用アルコール | * 施設に入る際や介護時には消毒用アルコールを徹底している。
 |
| 飲食 | * マスクを外して飲食をする場合は、他の職員と一定の距離を保つようにしている。
 |
| ３密の回避 | * 職場外でも、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けている。
 |

２　利用者への対応

|  |  |
| --- | --- |
| 日々の健康管理の徹底 | * 毎日検温を行い、日々の健康状態とともに記録をしており、発熱等がある場合は原則個室に移している。
 |
| 感染防止 | * 原則としてマスクを着用してもらっている。
 |
| * 咳エチケットや手洗い、うがい等を促している。
 |

（デイサービスや短期入所を併設している）

|  |  |
| --- | --- |
| 健康管理 | * 送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が体温を測定し、発熱が認められる場合は、利用を断ったり受診を勧めている。
 |
| 感染防止 | * デイサービスや短期入所の利用者と、施設の利用者との接触がないように、入口や動線を分けるようにしている。
 |
| * デイサービスや短期入所の利用者の担当職員と、施設の利用者の担当職員を分けるようにしている。
 |

３　来所者・委託業者等への対応

|  |  |
| --- | --- |
| 面会等の制限 | * 緊急、やむを得ない場合を除き、面会を制限している。
 |
| 検温 | * 面会者や業者等が施設に出入りする際は、体温を計測してもらい、発熱がある場合は入館を断っている。
 |
| マスクの着用 | * 施設内では、症状がなくても利用者等と接する際にはマスクを着用している。
 |
| 消毒用アルコール | * 施設入口やトイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒をしている。
 |
| 委託業者への対応 | * 物品の受渡しは玄関などの限られた場所で行っている。
 |
| 来所者等の記録 | * 施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先は、感染者が発生した場合に備えて記録している。
 |

４　施設における感染症防止対策

|  |  |
| --- | --- |
| 消毒用アルコール | * 施設入口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒の徹底を呼び掛けている。
 |
| 設備等の消毒 | * 利用者が日常触れる、手すり等を消毒している。
 |
| * 複数の従事者が共有する、パソコンやエレベーターのボタンなどは定期的に消毒している。
 |
| 換気 | * 居室や共有スペース等の換気を定期的に行っている。
 |
| 衛生用品等の確保 | * マスク、消毒液、手袋、ゴーグル、ガウン等が確保できている。
 |
| 集まる機会の制限 | * レクリエーションなどで多数の利用者が集まる機会を減らしている。
 |

５　感染症発生に備えた体制整備

|  |  |
| --- | --- |
| 受診の目安等の理解 | * 利用者や職員に発熱者が出た場合の対応について、施設内に周知をしている。
 |
| 施設内の体制の確認 | * 感染が疑われる者が発生した場合の施設長等への報告や施設内の情報共有の体制の確認ができている。
 |
| 受診先の協議 | * 感染が疑われる者が発生した場合の対応を医師、看護師、協力医療機関と協議し、受診医療機関が決められている。
 |
| 受診先の周知 | * 受診医療機関の連絡先を職員がわかる場所に掲示している。
 |
| 積極的疫学調査への協力 | * 感染者が発生した場合に備えて、以下の記録を準備している。
1. 症状出現後の接触者リスト、②利用者のケア記録（体温・症状がわかるもの）
2. 直近2週間の勤務表、④施設内に出入りした者等の記録
 |
| マニュアル等の周知 | * 感染症発生時の対応マニュアル等を備え置きし、職員に周知している。
 |

６　リハビリテーション等の実施の際の留意点

|  |  |
| --- | --- |
| 場所 | * 可能な限り、同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす
 |
| * 定期的に換気を行う。
 |
| 利用者 | * 利用者同士の距離は、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。
 |
| マスクの着用 | * 声を出す機会を最小限にしている。
 |
| * 声を出す機会が多い場合は、咳エチケットに準じてマスクを着用している。
 |
| 消毒 | * 清掃を徹底し、手すり等の共有物については必要に応じて消毒を行っている。
 |
| * 職員、利用者ともに手指衛生を徹底している。
 |

参考：令和2年4月7日・事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」